

〈記入例〉

会社員の方は、会社の人事・庶務担当者に証明を依頼してください。
 自営業・フリーランスの方は、ご自身で両面を記入してください。

在職・採用内定 証明書

次の方は裏面もご記入ください。
 ※自営業の方(三親等内の親族が経営)
 ※複数か所で勤務の方

文京区長殿 文京区教育委員会 殿
 下記の通り勤務(予定)であることを証明します。

平成 **28**年〇月〇日発行

※有効期限は発行日より3か月以内

保護者記入欄	
申込(在園)児童氏名	文京 〇郎

会社印または代表者印↓

事業所名 **〇〇株式会社**
 代表者名 **代表取締役 文京 〇男**
 所在地 **文京区春日〇-〇-〇**
 電話番号 **03-5803-〇〇〇〇**
 記入担当者名 **文京 〇美** ㊟

印

転居予定がある場合でも、現住所で記入してください。

① (フリガナ)氏名	アキコ マルコ 文京 〇子		
② 住所	文京区小石川〇-〇-〇		
③ 採用年月日(勤務開始日)	昭和 平成 21 年 4 月 1 日 (採用済・採用予定)		
④ 雇用期間	<input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで(継続更新予定 有・無)		
⑤ 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤・非常勤・派遣・パート・自営業・その他()		
契約職員の場合は、その他に丸を打った上で、括弧内に契約職員と記入してください。	週 5 日(1ヵ月平均 20 日)		
⑧ 就労時間	月・火・水・木・金・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・不定期(月 日休み)		
	9 時 00 分～ 17 時 00 分(休憩 時 分～時 分)		
	裁量労働制(週・月 時間 分) フレックスタイム制(週・月 時間 分/コアタイム 時 分～時 分) ※時短勤務の場合…⑧の欄→正規の勤務時間 ⑩の欄→時短での勤務時間		
⑨ 給与形態	月給基本給 200,000 円 日給 円 時給 円 歩合制・売上による		
⑩ 直近3か月の勤務実績 直近3か月に病気休職等の期間がある場合には、余白に記入証明してください。	26年 10月分	26年 11月分	26年 12月分
	215,000 円	223,200 円	218,400 円
	20 日(内有給 2 日)	21 日(内有給 0 日)	18 日(内有給 2 日)
	2 日(計 4 時間)	15 日(計 30 時間)	7 日(計 18 時間)
※産休・育休を取得した月を除いた直近3か月を記載。 ※収入は、賞与等の一時金を除く、例月給与の支給額(交通費を除く、税・社会保険料等の控除前支給額)。 ※勤務日数は有給休暇を含む。()内に、全日有給休暇の日の計を記載(半日や時間単位で取得の分は含めない)。			
⑪ 雇用保険の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入		
⑫ 実際の勤務地 ※勤務地が上記事業所と異なる場合に記入	事業所名	電話	
	所在地	□単身赴任中 平成 年 月 日～平成 年 月 日(予定含む)	

既にご退職の場合、退職日を記入してください。

会社員の方は、時短前の就業規則上の基本給を記入してください。

自営業などで毎月の収入に変動がある場合、売上によるに丸を打ってください。

締め日に係らず、その月に支払われた給与支給額を記入してください。

その月の初日から月末までの勤務日数をご記入ください。

⑧の就労時間をこえて勤務した日数を記入してください。

↓育児休業を過去2年以内に利用している、または利用予定、及び育児短時間勤務を利用中、または取得予定の場合

⑬ 産前・産後休暇期間	平成 27 年 1 月 20 日～平成 27 年 4 月 27 日		
⑭ 育児休業期間	平成 27 年 4 月 28 日～平成 28 年 10 月 27 日(予定含む)		
⑮ 産休・育休から復帰し、就労を開始した日	平成 年 月 日 ※復帰済の場合のみ記載してください		
⑯ 育児短時間勤務(利用中または取得予定)	勤務日数	週 5 日	勤務時間 9 時 00 分～ 15 時 00 分
	期間	平成 28 年 10 月 24 日～平成 年 月 日(予定含む)	

入園希望月を超えた育児休業予定になっても、審査は不利になりません。

未定の場合には、空欄のまま構いません。

未定の場合には、空欄のまま構いません。

*1 この証明書は、幼稚園預かり保育事務のための資料です。それ以外には使用しませんので正確に漏れがないようご記入ください。
 *2 必ず雇用主または事業所記入担当者をご記入ください。訂正した場合は記入者の訂正印が必要です。
 *3 記載事項に虚偽があった場合、利用申請は無効となります。
 *4 上記の内容について問い合わせることがありますので、ご協力をお願いします。ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。
 文京区 保育課 入園相談係 TEL 03-5803-1190(直通)